

四 次に掲げる資産 投資その他の資産
 「イ」二 略」
 ホ 繰延税金資産
 「削る。」
 「削る。」
 「ヘ」リ 略」
 五 「略」
 四 (負債の部の区分)
第七十五条 「略」
 2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
 一 次に掲げる負債 流動負債
 「イ」ト 略」
 「号の細分を削る。」

四 次に掲げる資産 投資その他の資産
 「イ」二 同上」
 ホ 次に掲げる繰延税金資産
 (1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産
 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの
 「ヘ」リ 同上」
 五 「同上」
 四 「同上」
 四 (負債の部の区分)
第七十五条 「同上」
 2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
 一 次に掲げる負債 流動負債
 「イ」ト 同上」
 チ 次に掲げる繰延税金負債
 (1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債
 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの
 「イ」二 同上」
 二 次に掲げる負債 固定負債
 「イ」二 同上」
 ホ 次に掲げる繰延税金負債
 (1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債
 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの
 「ヘ」リ 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(繰延税金資産等の表示) 第八十三条 「項を削る。」</p> <p>(繰延税金資産等の表示) 第八十三条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。</p> <p>2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。</p> <p>3 連結貸借対照表に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。</p>
--------------------	--

附則
 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
 (会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の規定は、平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告について適用し、同日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告については、なお従前の例による。
 (会社計算規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この省令による改正後の会社計算規則(以下「新会社計算規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同年三月三十一日以後最初に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。
○厚生労働省令第三十五号
 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の三第一項第一号、第六条の十二、第十二条の四第一項及び第十六条の四第六号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年三月二十六日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 医療法施行規則の一部を改正する省令
 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第一条の十一 病院等の管理者は、法第六条の十二の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)</p> <p>一 〇四 (略)</p> <p>二 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない(ただし、第四号については、特定機能病院及び臨床研究中核病院(以下「特定機能病院等」という。)以外の病院に限る。)</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 高難度新規医療技術(当該病院で実施したことのない医療技術(軽微な術式の変更等を除く。))であつてその実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう。以下同じ。))又は未承認新規医薬品等(当該病院で使用したことのない医薬品医療機器等法第十四条第一項に規定する医薬品又は医薬品医療機器等法第二条第五項に規定する高度管理医療機器であつて、医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないもの(臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)第二条第二項に規定する特定臨床研究に該当する研究に用いられるものを除く。))をいう。以下同じ。))を用いた医療を提供するに当たっては、第九条の二十三第一項第七号又は第八号の規定に準じ、必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>第六条の五の二 法第四条の三第一項の規定により臨床研究中核病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第一条の十一 病院等の管理者は、法第六条の十二の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)</p> <p>一 〇四 (略)</p> <p>二 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない(ただし、第四号については、特定機能病院及び臨床研究中核病院(以下「特定機能病院等」という。)以外の病院に限る。)</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 高難度新規医療技術(当該病院で実施したことのない医療技術(軽微な術式の変更等を除く。))であつてその実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう。以下同じ。))又は未承認新規医薬品等(当該病院で使用したことのない医薬品医療機器等法第十四条第一項に規定する医薬品又は医薬品医療機器等法第二条第五項に規定する高度管理医療機器であつて、医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものをいう。以下同じ。))を用いた医療を提供するに当たっては、第九条の二十三第一項第七号又は第八号の規定に準じ、必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>第六条の五の二 法第四条の三第一項の規定により臨床研究中核病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>

<p>一 〇六 (略)</p> <p>七 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験</p> <p>八 〇九 (略)</p> <p>二 〇四 (略)</p> <p>第六条の五の三 法第四条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 臨床研究法の規定に基づいて実施する同法第二条第一項に規定する臨床研究であること</p> <p>九 九条の二の三 臨床研究中核病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〇六 (略)</p> <p>七 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験</p> <p>八 〇九 (略)</p> <p>二 〇四 (略)</p> <p>九 九条の二の五 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。</p> <p>イ 〇口 (略)</p> <p>八 第九条の二十三第一項第一号、第三号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項を行うこと。</p> <p>五 臨床研究法第二十三条第五項第二号に規定する認定臨床研究審査委員会を有し、特定臨床研究の審査体制を確保すること。</p>	<p>一 〇六 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>七 〇八 (略)</p> <p>二 〇四 (略)</p> <p>第六条の五の三 法第四条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第三号)に適合する侵襲及び介入を伴う臨床研究であつて、前号に掲げるもの以外のものであること</p> <p>九 九条の二の三 臨床研究中核病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〇六 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>七 〇八 (略)</p> <p>二 〇四 (略)</p> <p>九 九条の二の五 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。</p> <p>イ 〇口 (略)</p> <p>八 第九条の二十三第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項を行うこと。</p> <p>五 次に掲げる特定臨床研究の倫理的及び科学的な妥当性に関する審査体制を確保すること。</p> <p>イ 当該臨床研究中核病院が実施しようとする特定臨床研究が倫理的及び科学的に妥当であるかどうかについて審査するための委員会を設置すること。</p>
--	--

<p>一 〇六 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>七 〇八 (略)</p> <p>二 〇四 (略)</p> <p>第六条の五の三 法第四条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第三号)に適合する侵襲及び介入を伴う臨床研究であつて、前号に掲げるもの以外のものであること</p> <p>九 九条の二の三 臨床研究中核病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〇六 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>七 〇八 (略)</p> <p>二 〇四 (略)</p> <p>九 九条の二の五 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。</p> <p>イ 〇口 (略)</p> <p>八 第九条の二十三第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項を行うこと。</p> <p>五 次に掲げる特定臨床研究の倫理的及び科学的な妥当性に関する審査体制を確保すること。</p> <p>イ 当該臨床研究中核病院が実施しようとする特定臨床研究が倫理的及び科学的に妥当であるかどうかについて審査するための委員会を設置すること。</p>	<p>一 〇六 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>七 〇八 (略)</p> <p>二 〇四 (略)</p> <p>第六条の五の三 法第四条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第三号)に適合する侵襲及び介入を伴う臨床研究であつて、前号に掲げるもの以外のものであること</p> <p>九 九条の二の三 臨床研究中核病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〇六 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>七 〇八 (略)</p> <p>二 〇四 (略)</p> <p>九 九条の二の五 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。</p> <p>イ 〇口 (略)</p> <p>八 第九条の二十三第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項を行うこと。</p> <p>五 次に掲げる特定臨床研究の倫理的及び科学的な妥当性に関する審査体制を確保すること。</p> <p>イ 当該臨床研究中核病院が実施しようとする特定臨床研究が倫理的及び科学的に妥当であるかどうかについて審査するための委員会を設置すること。</p>
--	--

<p>六〇八 (略)</p> <p>ハ イに規定する委員会が行う審査に係る規程及び手順書を定めること。</p> <p>六〇八 (略)</p>	<p>附 則</p>	<p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。</p>	<p>(経過措置)</p>	<p>第二条 この省令の施行の際現に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定による承認を受けている臨床研究中核病院の開設者に対するこの省令による改正後の医療法施行規則（以下「改正後医療法施行規則」という。）第九条の二の三第一項第七号の規定の適用については、平成三十年四月一日以後に任命した管理者に関するもの限り、同項に規定する報告書に記載しなければならぬものとする。</p>	<p>第三条 平成二十九年度中に医療法第四条の三第一項の規定により承認を受けた臨床研究中核病院に対する改正後医療法施行規則第九条の二十五第五号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>○厚生労働省令第三十六号</p>	<p>医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第六号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p>	<p>平成三十年三月二十六日</p>	<p>厚生労働大臣 加藤 勝信</p>	<p>医療法施行規則の一部を改正する省令 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>	<p>(社会医療法人の認定要件) 第三十条の三十五の三 (略)</p>	<p>(社会医療法人の認定要件) 第三十条の三十五の三 (略)</p>	<p>一 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p>	<p>イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の百分の六十を超えること。</p>	<p>ロ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働</p>	<p>イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働</p>
--	------------	---------------	-----------------------------------	---------------	--	--	---------------------	---	--------------------	---------------------	---	--------------------	--------------	--------------	---	---	---------------------------------------	---	---	---

<p>者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康増進に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「健康増進事業に係る収入金額」という。）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。</p>	<p>第五十七条の二第二号イにおいて単に「健康増進事業に係る収入金額」という。）及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。</p>	<p>ハ・二 (略)</p>
---	---	----------------

<p>者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康増進に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「健康増進事業に係る収入金額」という。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。</p>	<p>第五十七条の二第二号イにおいて単に「健康増進事業に係る収入金額」という。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。</p>	<p>ロ・ハ (略)</p>
---	---	----------------